

令和5年第3回定例会 建設環境委員会委員長報告(所管事務調査)

ご報告申し上げます。

今期定例会において、建設環境委員会では、9月7日に「ごみ処理施設更新計画の取り組み状況」について、現地視察の後、関係部課長の出席を求め、所管事務調査を行いましたので、調査の内容について報告いたします。

執行部から、ごみ処理施設更新計画の取り組み状況について、現在の状況と今後の課題等について、説明を受けた後、これに対する質疑を行いました。

初めに、執行部からの説明の概要について申し上げます。

まず、稲荷山環境センター設備改修事業について、

基幹的設備の改良工事（平成26年度から平成30年度）のほか、定期的な修繕や改修工事を継続することにより、令和10年度末までの延命化を図る。令和11年度以降の施設整備については、現在、改修内容の検討・調整を行っている。

次に、稲荷山環境センター施設整備基本方針について、

現在の施設において再度の主要な設備や機器の大規模な改修工事を実施することにより、更なる長寿命化を図るものである。

次に、改修工事スケジュールについて、

令和6年度に、設備改修内容の大枠を決定し、令和7年度から9年度で計画及び仕様書を作成し、令和11年度から令和13年度まで大規模改修工事を行い、令和11年度から令和25年度までの15年間の延命化を図る。

次に、改修の考え方として、整備しようとする施設の規模と内容について、改修予定設備について、

大規模改修においては、現状の焼却炉3炉のうち2炉のみの改修対象とする。整備しようとする施設の内容は、延命化対策として、長寿命化にあたっては、令和11年度から令和25年度までの15年間を施設の延命を目指す。二酸化炭素排出量削減対策として、設備の省電力化を行い、使用する電力を削減するとともに、ごみ発電により施設で使用する電力を賄うことで、間接的に温暖化効果ガスの削減を行う。強靱化対策として、地震や風水害等の自然災害により発生する災害廃棄物の適正かつ円滑、迅速な処理のため、災害に耐えるものとする。

改修予定設備については、計量器、ごみクレーン、焼却炉、灰コンベヤー、灰クレーン、給排水設備、余熱利用設備等である。

工事にかかる事業費の見込みについては、税抜き約70億円を見込んでいる。

次に、現状の課題について、

現行施設の修繕について、老朽化対策や定期的な消耗品交換等が必要となるが、大規模改修工事との重複を考慮しつつ、最小限の修繕で安全・安心で安定的な処理を行う必要がある。

交付金について、財源の確保は改修工事と切り離せないものであるが、交付金の交付条件は毎年変更されるため、国や県からの情報収集を徹底する必要がある。

設備の互換性について、既存設備と更新設備の両立及び互換性の確保が必要となる。

工事期間の運転管理について、工事管理において毎年実施している定期点検、法定点検整備との整合性を図ること並びに通常どおりのごみ処理を行いながら工事を実施するため、ごみ処理と工事の両立を検討する必要がある、との説明がありました。

また、環境対策や二酸化炭素発生量削減、工事期間の運転管理についても、説明がありました。

次に、主な質疑、答弁について申し上げます。

- 新たな場所に施設を更新するのではなく、施設はそのまま使用し、改修事業を行うと捉えて良いか。との質疑に、
 - 既存施設の改修工事を行う。との答弁。

- 不測の事態が起きた場合、2炉で対応することは可能か。との質疑に、
 - 「狭山市稲荷山環境センター施設整備基本方針」では、狭山市人口ビジョン等からごみ処理量を予測しており、計算上は2炉で問題ない。改修を行わない1炉についても運転は可能な状態である。処理が継続できない場合、民間施設等での処理で対応するが、出来るだけ市で処理を継続する。との答弁。

- 施設の改修にあたり、基金ではなく、国からの交付金を活用するとのことだが、交付額等は、国に確認しているのか。との質疑に、
 - 現時点では、全体の約7割を交付金対象額と見込んでおり、そのうち2分の1、事業費全体の約35%から37%の金額が交付されることを確認している。ただし、交付金に関しては、毎年条件が変わるため、現時点での予定である。との答弁。

- 交付金の条件が変更される可能性はあるか。との質疑に、
 - 可能性はあるが、市の財政負担が少なくなるように、県や国の交付金について、情報収集をしていく。との答弁。

- 施設の改修にあたり、基金の積み立については、検討していないのか。との質疑に、
 - 現施設を改修するにあたり、基金を積み立てて支払うことが財政負担の平準化を行う上で大切な方法であると理解している。また、補助金や交付金、起債という地方公共団体に認められた資金調達手段の活用も財政負担の平準化としてはメリットがあると考えており、一般廃棄物処理事業債は地方債制度において、国からの地方交付税措置を受けられるため、市の財政負担を考えた場合、有効な手段であるとも考える。このため、工事費が固まり次第、財政部局と調整を行なう。との答弁。

- 施設の長寿命化・延命化における大規模な改修工事をする場合と建て替えて更新する場合の比較はしているか。との質疑に、
 - 令和元年度に行った「稲荷山環境センター施設整備計画基礎調査」で比較しており、更新した場合は倍以上の額が算出されており、コスト・環境面等での評価を含め、大規模改修工事を選択している。との答弁。

- 財政負担を軽減するため、広域化の検討をしたのか。との質疑に、
 - 近隣市と調整したが、具体的な話し合いまでは至らなかった。との答弁。

- 工事スケジュールが遅れる可能性はあるか。との質疑に、
 - 予定通りにいくものと考えているが、工事内容が確定したときに、騒音や振動等の生活影響調査を行うよう県より指示されることがある。その場合、1年から1年半程度工程が遅れる可能性がある。との答弁。

- スケジュールが遅れると、施設が老朽化し修繕費等の支出の増加が考えられる。また、発電機設置による電気代の節約ができないと考えられるが、今現在、一年間で修繕費や電気代はいくらかかっているか。の質疑に、
 - 令和4年度の実績で、修繕費は約1億2,000万円であり、電気代は1億2,000万円である。との答弁。

- 1年遅れるだけで、2億4千万円もの支出が増えるのであれば、スケジュールどおり進めていただきたいと思うが、70億円以上の工事を行うにあたり、今の体制で大丈夫か。の質疑に、
 - スケジュールどおり進められるよう努力していく。との答弁。

- 躯体部分の耐用年数は、50年でよろしいか。の質疑に、
 - メーカーに確認し、設計当初の構造で50年はもつとの回答を得られている。との答弁。

- 前長寿命化計画では令和10年度までの稼働目標であったが変更されたのか。の質疑に、
 - 令和3年度に作成された「稲荷山環境センター施設整備基本方針」の中で、令和25年度までの長寿命化が決定されている。との答弁。

- 大規模改修工事を行う令和11年度から13年度について、ごみ処理に支障はないか。の質疑に、
 - 3炉ある焼却炉の内2炉を改修するため、改修しない炉を有効活用しながら、1炉ごとに順番に改修を行い、通常どおりの焼却処理ができると考えているが、工事の都合上どうしても焼却しきれない場合は、民間の焼却施設や近隣市との調整を行い、ごみの焼却を他

施設で行うことも検討する。との答弁がありました。

所管事務調査を経て、ごみ処理施設更新計画の取り組み状況について、確認することができました。当委員会として、今後も状況を注視しつつ、必要に応じて適宜報告を求め、調査、研究を進めていくことといたします。

以上で、今期定例会において建設環境委員会が行いました所管事務調査についての報告を終わります。